

第3回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成24年2月28日 13:30～15:00

場 所：経済産業省 本館17階 西7 第1特別会議室

議 題：(1) 原子力損害賠償の進捗状況について
(2) 原子力損害賠償紛争解決センターの活用について
(3) 自主的避難者等に係る賠償について
(4) 原子力損害賠償紛争審査会の検討状況
(5) その他

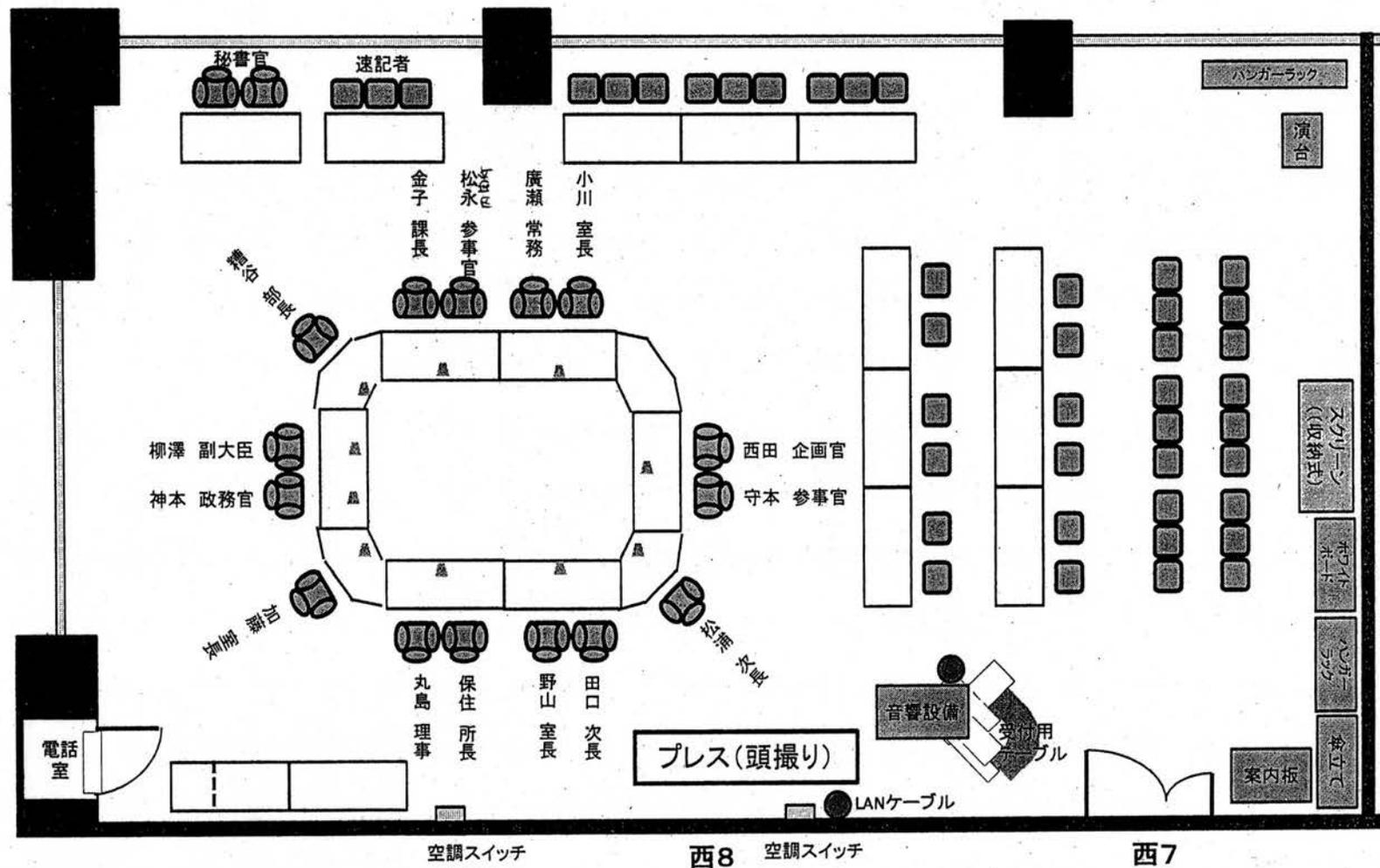
資 料：資料1 原子力損害賠償の進捗状況について
資料2-1 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書要点
資料2-2 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書概要
資料2-3 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
資料2-4 総括基準の要点
資料2-5 総括基準に関する決定
資料3 原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続に係る
課題と今後の対応について(案)
資料4 自主的避難者等に係る賠償について
資料5 政府による避難区域等の見直しに係る中間指針第二次追
補のイメージ(案)
(第24回原子力損害賠償紛争審査会 資料1)

参考 第2回原子力損害賠償円滑化会議議事録

第3回原子力損害賠償円滑化会議 座席表

日時:平成24年2月28日(火) 13:30~15:00

場所:経済産業省 本館17階 西7 第1特別会議室



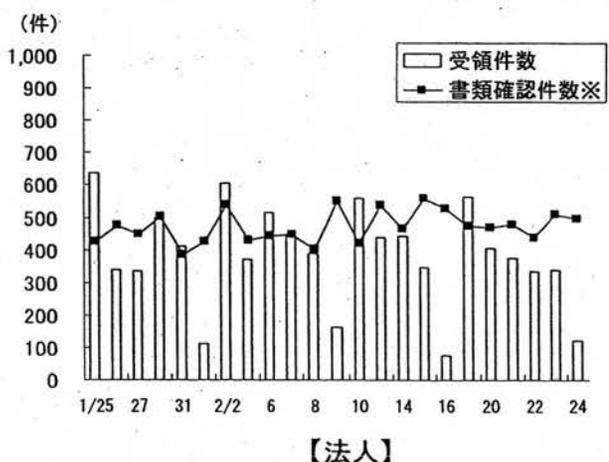
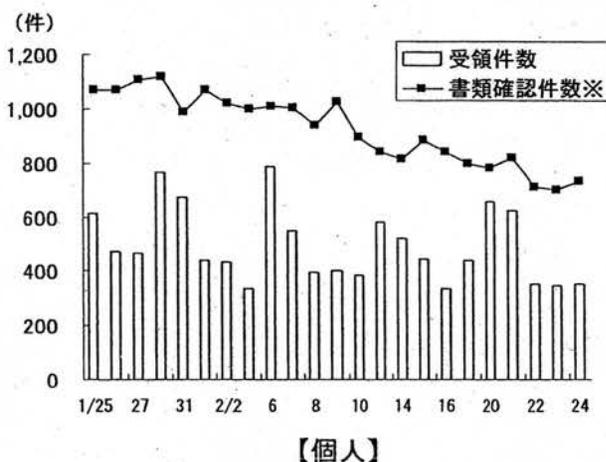
原子力損害賠償の進捗状況について

平成24年2月28日
東京電力株式会社

東京電力株式会社 H24.2

1. 請求書受領・確認状況(2/24現在)

- 請求書受領件数は、累計で約96,800件(個人:約65,400件、法人:約31,500件)
- 個人の方からの請求書については、現時点で想定される賠償対象世帯数約63,800世帯に対し、約41,500世帯(約65%)から受領。(前回報告値:1/24時点で約34,800世帯)
- 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数(目安:3週間以内を目標)
個人:約21日、法人:約15日
- 合意書受領から支払いまでの日数(目安:1~2週間以内を目標)
個人:約7日、法人:約7日



※ご請求者さまに書類不備のご案内をしたものを含む

2. 合意書の返送状況について(2/24現在)

■ 合意書の送付件数(累計)

個人:約 51,800件、法人:約 24,700件

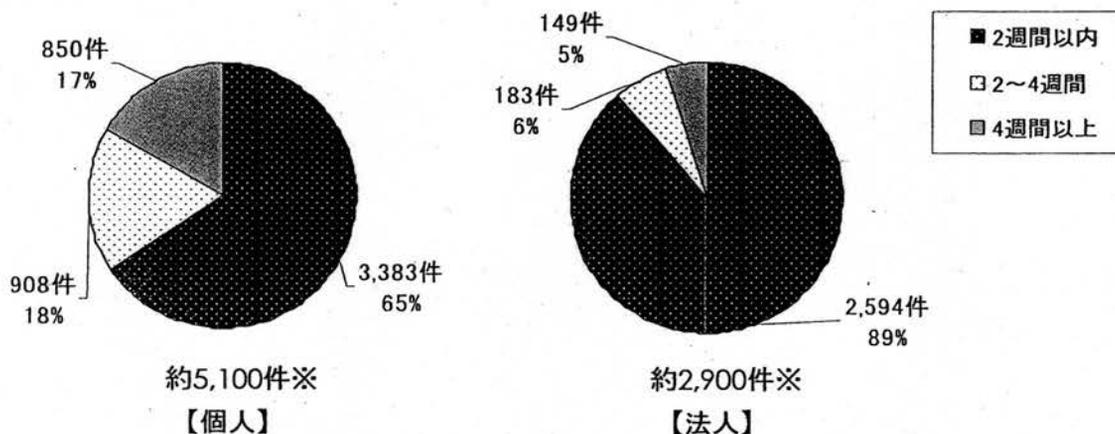
■ 合意済みの件数

個人:約 43,200件(合意書送付日からの平均返送日数:約9日)

法人:約 21,600件(合意書送付日からの平均返送日数:約8日)

【返送待ちの合意書の状況】

○合意書の発送日からの経過日数



※仮払補償金の充当等により、支払予定額が0円のもの(個人3,500件、法人100件)を除く

東京電力株式会社 H24.2

2

3. 賠償金の支払実績(2/24現在)

■ 本賠償の合意額は約3,515億円。合意額のうち、仮払補償金を控除した支払額は約2,704億円。

■ 仮払補償金の支払額(約1,418億円)を含めた総支払額は約4,122億円。

仮払い 608億残っている

811億5桁

【賠償金の支払実績】

(件、億円)

	支払件数	支払額	合意額
個人	33,743	483	937
法人・個人事業主	19,895	1,025	1,117
団体	132	947	1,212
その他	1	250	250
合計	53,771	2,704	3,515

※その他は、1/19の福島県民健康管理基金への拠出

東京電力株式会社 H24.2

3

4.参考

- 請求書掘り起こしの状況
 - 車両賠償開始(下記)に合わせ、未請求の方に、本賠償の請求をよびかけるダイレクトメールを発送
 - 2月15日までに約4,400件の個人向け個別訪問を実施
 - 東北・関東・北陸地方以外においても臨時相談窓口(キャラバン)を順次開設
(これまでに、北海道、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、島根県、広島県、福岡県にて随時開催)
- 指針外の対応状況
 - 精神的損害のうち第2期の賠償金額を1人あたり10万円/月・12万円/月に見直し
(中間指針では1人あたり5万円/月)
 - 観光業の風評被害における賠償の対象地域の追加
 - ・千葉県の太平洋沿岸地域(1/10公表)、山形県米沢市(2/16公表)
- 財物(車両)の対応状況
 - 警戒区域内にある自動車に対する賠償の開始(2/7公表)

4.参考(その2)

- 個人の方からのご請求について(2月24日現在)
 - ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 382件
 - 既にお支払いしている仮払補償金が本賠償合意額を上回る場合に、仮払金の精算方法等についてご要望を承り、お支払いした件数 ⇒ 21件
- 法人及び個人事業主の方からのご請求について(2月17日現在)
 - ご要望に応じ、本賠償について、合意に至った賠償項目を先行してお支払いした件数 ⇒ 70件
 - 第1回の本賠償をお支払い済の方に、ご要望に応じ、第2回に対する概算払いによりお支払いした件数 ⇒ 23件

財物の賠償に関する取り組み状況について

2012年2月28日
東京電力株式会社

1. 不動産

紛争審査会において、避難区域の見直しをうけて、その区域ごとに、どのような賠償を行うことが妥当か検討中であるとともに、復興庁において、具体的な区域指定の確定を進めることとなっている。その結果を踏まえ、当社で具体的な基準策定の方針や体制整備の方針を定め、4月目途に公表予定。

2. 動産

上記不動産とともに、当社で具体的な基準策定の方針や体制整備の方針を定め、4月目途に公表予定。なお、現時点で以下の動産については、個別に対応中。

(1) 警戒区域内にある自動車

- ・ 2月7日から、警戒区域内の自家用車・トラック等について受付開始。2月24日現在、約600通の請求を受領。
- ・ 警戒区域内の二輪車についても、早期の受付開始を目指し、査定依頼先候補との調整を実施中。

(2) 在庫

- ・ 警戒区域内の生鮮食品、医療機関の薬在庫等について、全損扱いで賠償を実施中。

(3) 器具・機械類

- ・ 全損となる機械装置の評価方法について検討中。建物付帯設備もあることから不動産と同時に受付を開始する方向で準備中。(商工会から要請あり)

(課題) 簿価のない器具・機械類等をどのように評価するか。

以上

報告会 380
仮報告書 21
議事録 170
おしんかい 23

「 原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書
～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括) 」
要 点

報告書のねらい

- 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続は、非公開を原則とするが、福島原発事故の法的紛争の解決は国民の関心事であり、当事者の利益に反しない限りで、政府の機関として、その活動状況を国民に明らかにする必要がある。
- 被害者については、センターの活動状況を知ることにより、この和解仲介手続の利用に当たっての判断の材料となる。
また、センターの和解仲介手続を円滑に進めるためには、東京電力、被害者弁護団等の関係者の理解と協力が不可欠であり、報告書を公表することにより、センターの課題や取組方針を認識していただくことが期待される。
- 本報告書は、センターが平成23年9月1日に申立ての受付を開始してから、同年12月28日までの初期段階4か月の状況を総括したもの。
今後、業務の進捗状況に応じて、逐次、報告書を公表する予定。

報告書の要点

1. 申立ての動向

- 初期段階(平成23年9月～12月)における申立件数は総計521件。
月別の推移：9月38件、10月80件、11月143件、12月260件
- 個人と法人の申立件数比率は約8：2。 弁護士代理は全体の約2割。
- 損害項目の割合(申立件数で除した割合)
避難費用 約50%、精神的損害 約53%、営業損害 約36%、
就労不能損害 約29%、財物価値喪失等 約29%

2. 申立事件の処理状況

- 12月28日までの和解成立件数は2件。申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は実現できていない。
- 平成24年2月末までの和解案提示見込みは約50件。

3. 和解成立が遅延している要因

○ センター側の要因

- 本件原発事故の特性上、一つの事案の処理が先例となり、他の多くの事案の処理に影響を及ぼすことから審理に慎重を期した。
- 本人申立ての件数が多く、請求内容や事実関係の確認・調査に時間を要した。等
9月段階と概外

○ 東京電力側の要因

- 答弁書における認否留保が多い、中間指針に個別に明記されていない事項や財物価値の喪失・減少等について積極的な審理促進の態度がみられない。 等

4. 課題解決に向けた取組み

○ 大量の案件を処理するための手続の工夫

- 仲介委員、調査官、当事者が協議する期日の早期設定
- パネル間協議による共通論点の整理
- 「総括基準」の策定・公表
※ 総括基準：中間指針を個別の和解仲介事件に適用するに当たり、仲介委員の参照となる基準
- 「一部和解」、「仮払い」の促進
- 単独体審理(一人パネル)の活用(従前は、仲介委員3名の合議体審理を原則)
- 集団申立てに対する対応(代表案件先行処理方式の採用)
集団申立の中でいくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねる。

○ 東京電力、弁護団等に対する協力の要請

- 弁護士会や原子力損害賠償支援機構、原子力損害賠償円滑化会議との連携。

○ センターの体制の強化

- 平成23年12月28日時点で、仲介委員128名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士)28名、和解仲介室(事務局)の職員(派遣職員等を含む。)34名の体制。
- 仲介委員、調査官、事務スタッフの増員が喫緊の課題。

【 基本的な方向性 】

- 和解実例を積み重ね、総括基準を策定・公表することにより、申立案件を適正かつ迅速に解決に導く。
- 総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進される環境を整える。

原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書
 ～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)

概 要

1. 申立ての動向

(1) 申立件数

- 原子力損害賠償紛争解決センターが平成 23 年 9 月 1 日に申立ての受付を開始してから、同年 12 月 28 日までで 4 か月が経過。
 この期間(「初期段階」)における申立件数は、総計 521 件。月別にみると、9 月は 38 件、10 月は 80 件、11 月は 143 件、12 月は 260 件と急増。

(注)・平成 24 年 1 月は 248 件であり、概ね横ばい状態であった。

・平成 24 年 2 月 27 日現在で申し立て件数は 1,061 件。

・一つの申立てに複数の申立人がある場合もあり、申立件数と申立人数はイコールではない。

(2) 申立ての特徴

【個人申立て・本人申立てが多い】

- 個人と法人の申立件数比率は、約 8:2。月別にみると法人の比率が徐々に増加する傾向。
 ○ 本人申立てが全体の約 8 割を占め、弁護士代理は全体の約 2 割。

【集団的申立て】

- 12 月には、集団的な申立てとして、林業の事業者団体に属する約 20 名の事業者からの申立て、及び互いに近接した地域の住民 34 世帯 130 名の申立てがあった。今後も、他の事業者団体や地域住民などから、集団的な申立てがなされることが予想される。

【事故時の居住地】

- 事故時住所が福島県内(政府による避難指示等対象区域内)にあった者が申立総件数の約 42%、福島県内(政府による避難指示等対象区域外)にあった者が約 35%。
 避難指示等対象区域内の被害者が当センターへの申立てを実行するには、未だ様々な困難があると考えられ、被害者の早期救済という観点から憂慮。

【損害項目の割合】

- 申立てにより請求されている損害項目の割合(申立件数で除した割合)としては、避難費用(交通費、宿泊費、生活費増加費等)が約 50%、精神的損害が約 53%、営業損害が約 36%、就労不能損害が約 29%、財物価値喪失等が約 29%。

2. 申立事件の処理状況

【和解成立件数等】

- 12月28日までの和解成立件数は2件、取下げ件数は4件。申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は実現できていない。
(注)・平成24年2月27日現在で、和解成立件数(一部和解、仮払和解を含む)は11件となっている。
- 未済事件のうち、12月28日までで和解案が提示されているのは5件であるが、平成24年2月末までに和解案を提示できる見込みがあるのは約50件。
(注)・平成24年2月27日現在で、和解案提示件数は40件となっている。

【パネル協議・口頭審理】

- パネル協議(担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議するもの)については、9月及び10月の申立事件は平成23年12月28日までに全件で実施。
口頭審理(当事者の一方又は双方から意見を聴取するもの)については、同時点までで、38件で実施。センターの東京事務所のほか、郡山市にある福島事務所で4件実施。また、いわき市で11件実施。今後、南相馬市や山形県米沢市での開催を予定。
(注)・平成24年2月27日現在で、両事務所以外での開催は、福島県内ではいわき市、南相馬市、山形県内では米沢市。

3. 和解成立が遅延している要因

- 当センターに内在する原因としては、初期段階が立ち上がり時期であり、当該事案の処理が事後の多くの類似案件に影響を及ぼし得ることから、審理に慎重を期したこと、
初期段階にかんがみ、仲介委員3名の合議体で慎重に審理することとしていたため、パネル協議又は口頭審理の期日の日程調整に時間を要したこと、
自主的避難案件等は12月の中間指針追補の策定まで待たざるを得なかったこと等が挙げられる。

- 東京電力側にある原因としては、東京電力が財物価値喪失等及び中間指針に個別に明記されていない損害の賠償請求について和解協議に入ることに消極的な態度をとり続けたこと、
 中間指針において目安とされた金額の増額や生活費増加分の賠償になかなか応じないこと、
 事件全般につき答弁書における認否留保が多く、積極的な審理促進の態度があまりみられないこと等が挙げられる。
- 申立人側にある原因としては、予想以上に本人申立ての件数が多く(全体の約8割)、かつ、申立書の記載内容だけでは請求する損害内容が判然としないものや、証拠書類の整理が十分ではないものが多く、その結果、仲介委員及び調査官(仲介委員を補佐する弁護士)による事実調査に要する時間が予想以上にかかったことが挙げられる。

4. 課題解決に向けた取組み

(1) 和解案策定の迅速化に向けた手続の改善

① 期日の早期設定

- 和解仲介手続の全体標準期間の設定と各段階における期日設定の促進を行うなど、パネル協議期日及び口頭審理期日の早期設定のための工夫を試みている。
 - 論点整理を迅速に行うため、また、東京電力による認否を早めるため、本来、仲介委員等の指名通知の発送と同時に進行する事件の受理通知と申立書類一式の送付を、指名通知の発送前に実施。
 - 調査官による当事者からの聴き取り等の調査の開始時期を、第1回パネル協議期日後から、第1回パネル協議期日前に繰り上げ、早い時期から当事者の主張内容を確認。
 - センター内の意識統一のために、平成23年12月9日に「事件の標準的進行モデル」を定め、仲介委員及び調査官に周知。

② パネル間協議による共通論点の整理

- 多くの案件に共通する論点について、同種案件を抱える複数のパネル間で合意(パネル間協議)を持ち、共通の考え方に基づく和解案作りに向けての意見交換を実施し、順次、この協議に基づく和解案・和解案提示理由書を当事者に提示。
 - 精神的損害に関する慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の増額事由
 - 第2期(本件事故発生日から6か月経過後から6か月間)の慰謝料

- 財物価値喪失等の損害に関する評価方法
- 自主的避難等対象区域の住民の損害賠償 等

③ 総括基準の策定

- 総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参照される基準)等の策定・公表に取り組む。

和解結果や総括基準の公表は、統一した基準に基づくセンターによる和解案提示の促進に資するのみならず、当該基準を東京電力が受け入れることを前提として、被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進にも寄与することを期待。

④ 一部和解等の促進

- 申し立てられた賠償項目のなかでも、比較的審理が簡易なものだけ先に和解をする一部和解を促進することや、当事者間に争いが無いと見込まれる部分について、優先的に仮払いするよう東京電力に仲介手続内で促すことを検討。

⑤ 単独体審理(一人パネル)の活用

- 初期段階においては一つの案件につき3名の仲介委員による合議体審理を原則としていたが、経験が蓄積されつつあることにかんがみ、今後は、単独体審理(一人パネル)を活用し、機動性の向上に努める。

(2) 集団申立てに対する対応 (代表案件先行処理方式の採用)

- 集団申立案件については、センターがその全員分について同時に審理を進めていくと、審理の渋滞、遅延を招くおそれがある。

そのため、当事者とも協議の上、いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして、迅速な審理を目指す。

(3) 当事者に対する働きかけの強化

- 本件事故の実情及び被害者の置かれている状況を踏まえて、被害者の負担軽減や紛争の迅速な解決に資するよう設置された当センターの役割にかんがみ、東京電力に対して、迅速かつ公正な審理に協力いただけるよう、各仲介委員及びセンターから要請。今後、原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償円滑化会議を通じて要請していくことも課題。
- 審理促進のため、できるだけ多くの案件が、中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって申立ての代理がなされること、あるいは少なくともそのような弁護士による相談を経由して申し立てられることが実現されるよ

う、原子力損害賠償支援機構、関係する地方公共団体、弁護士会等に協力を求める。

また、弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては、事実、証拠、法的根拠等を適切に整理して申し立てていただくよう、各仲介委員から求めるとともに、弁護士会等を通じて協力を要請。

(4) センターの体制の強化

- 平成 23 年 12 月 28 日時点で、総括委員 3 名、仲介委員 128 名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士)28 名、和解仲介室(事務局的功能を有する。)の職員(派遣職員等を含む。)34 名の体制。和解仲介室職員のうち 8 名は、郡山市に所在する福島事務所に勤務。
- 申立件数の増加の程度によっては、仲介委員、調査官及びこれらを事務的に支える事務スタッフの増員を検討しなければ、当センターに求められる適正かつ迅速な解決が実現できなくなるおそれもあり、体制の強化が喫緊の課題。

(注)・平成 24 年 1 月～2 月に調査官 5 名増員。今後、10～15 名程度を増員予定。

・平成 24 年 1 月～2 月に事務スタッフ 10 名程度増員。今後、20～25 名程度の増員予定。

・仲介委員については、今後、数十名程度の増員予定。

5. まとめ

- 和解の実例を積み重ね、また総括基準を策定・公表することにより、申し立てられた案件を適正かつ迅速に解決に導く。
また、これらの総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進されるような環境を速やかに整えることにもなると考えられる。
- 紛争性のある賠償案件数の膨大さに照らし、特別事業計画において当センターの和解案尊重を約束している東京電力が、当センターの和解仲介手続に誠実に協力し、また当センターにおいて示された和解案や諸基準を、当センターの手続のみならず、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。
- 当センターが扱う案件は、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償であり、当該損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、初期段階以後も、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
～初期段階(9～12月)における状況について～
(概況報告と総括)

平成24年1月30日

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「当センター」という。)が平成23年9月1日に申立ての受付を開始してから、同年12月28日までで4か月が経過した。以下では、この期間(以下「初期段階」という。)における当センターの活動についてその概況を報告し、あわせてそこで明らかになった課題と解決に向けた取組みについて総括する。

I 報告書要旨

第1 当センターの組織等

総括委員3名、仲介委員128名、調査官28名、和解仲介室職員34名(派遣職員等を含む。)から成る(平成23年12月28日現在)。仲介委員及び調査官の全員が非常勤の弁護士であり、ほかに裁判所や法務省からの出向者、文部科学省の職員等で構成される。

第2 当センターの活動概要

1 申立ての動向

申立件数は、平成23年9月1日の申立て受付開始から同年12月28日までの総数が521件である。申立件数は毎月増加し、全体の約半分の260件が12月中の申立てである。申立件数増加の原因は、広報活動による当センターの認知度の高まり、本人申立用の申立書の簡易化、東京電力の賠償姿勢に対する被害者の不満などが考えられる。

申立人は、個人が8割で法人が2割、本人申立てが8割で弁護士代理による申立てが2割である。事故時住所が福島県内(政府による避難指示等対象区域内)にあった者が申立総件数の約42%、福島県内(政府による避難指示等対象区域外)にあった者が約35%である。特に、政府による避難指示等対象区域内の被害者が当センターへの申立てを実行するには、未だ様々な困難があると考えられ、被害者の早期救済という観点からは憂慮される。

申立人が賠償を求める損害項目のうち多いものは、避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等である。

2 申立事件の結果等

平成23年12月28日までで、和解成立2件、申立取下げが4件、残りの事件は係属中である。目標審理期間(3か月)は、平成23年時点では実現できていない。

3 仲介委員及び調査官の任命、事件割当状況

仲介委員及び調査官は、申立件数の増加と共に、その負担が非常に重くなってきている。審理上の工夫並びに仲介委員、調査官及び事務スタッフの増員が必要である。

4 手続の進行状況

多くの事件で、パネル協議期日(各事件担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議する期日)、口頭審理期日(当事者の一方又は双方から意見を聴取する期日)等が開催されるなど、審理が進んでいる。手続の迅速化のため、当センターの内部手続の効率化、当事者への聴き取りの早期実施、事件の標準的進行モデルの作成による意識の統一化などの工夫をし、一定の成果を上げた。

5 電話による問い合わせの状況

当センターへの電話による問い合わせの多い項目は、当センターの概要、手続が約6割、次いで、個別事件の相談、賠償の可否が約3割、東京電力への意見、要望、不満が約2割である。

第3 課題と解決に向けた取組み

1 申立件数の将来動向予想

本件事故による賠償総件数は百万件を大きく上回り、そのうち紛争性のあるものは十万件を上回る可能性があると考えられる。

申立件数の増加傾向や、今後各地から個人や事業者による集団申立てが予定されていることから、当センターの負担はますます重くなると思われる。

2 審理促進阻害要因と課題

審理促進阻害要因には、①当センター側の要因(初期段階での審理が慎重であったこと、期日調整の難航、中間指針追補が審議中であったこと)、②申立人側(主に本人申立事案)の要因(申立書の記載が簡単で、真の言い分の調査に手間取る。)、③東京電力側の要因(財物価値喪失等や中間指針に具体的記載のない損害の賠償請求につき和解協議に消極的、かつ、事件全般につき認否留保が多い。)などがある。

3 解決に向けた取組み

- (1) 期日の早期設定、共通論点についてのパネル間協議(複数の仲介委員の合議体(パネル)間での協議)の実施、総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参照される基準)の策定などにより、仲介委員が早期に適切な和解案を作成しやすい環境を整備する。
- (2) 集団申立案件については、代表案件につき、和解案と、和解案に適用された考え方を当事者双方に提示して、他の案件の解決を当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をする。
- (3) 弁護士代理の申立て(少なくとも弁護士による相談を経た申立て)が増加するように、弁護士会、原子力損害賠償支援機構等に協力を求める。また、当事者双方に対して、審理の阻害要因の解消に向けて、協力を求める。

4 まとめ

当面は、和解の実例、総括基準を示すことに全力を傾注する一方、これらに準拠した被害者と東京電力間での直接交渉による解決を促進する環境を整備していきたい。この意味で、東京電力は、特別事業計画で、当センターの和解案尊重を約束しており、当センターが示した和解案や諸基準を、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。なお、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。そのために、仲介委員、申立代理人、東京電力代理人を含めた関係法律家による、より効果的な和解仲介の実現とその活用を主眼とする協議の場も提供していく。

Ⅱ 報告書本文

第1 センターの組織等

1 目的

当センターは、今般の東京電力の福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であり、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置されたものである。当センターは、文部科学省の職員のほか、法務省、裁判所からの出向者、非常勤の委員・職員として採用された弁護士などの法律専門家等により構成されている。

当センターは、原子力事業者(東京電力)又は被害者の申立てにより、仲介委員が原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指している。現在のところ、仲介委員は、全員が弁護士である。

2 組織

当センターは、平成23年12月28日時点で、総括委員3名、仲介委員128名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士)28名、和解仲介室(事務局的功能を有する。)の職員(派遣職員等を含む。)34名の体制から成っている。和解仲介室職員のうち8名は、郡山市に所在する福島事務所に勤務している。

3 和解仲介手続の概要

和解仲介手続は、和解仲介の申立てがなされた後、受理手続、各事件の担当仲介委員及び調査官を指名する指名手続、各事件担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議するパネル協議、当事者の一方又は双方から意見を聴取する口頭審理、そして、当事者に対する和解案の提示(必要に応じて和解案提示理由書も併せて提示)、和解契約の成立というプロセスをたどる。

ただし、事件の内容によっては、口頭審理を開催することなく当事者に対する和解案を提示することもある。和解案の提示に適さない事件については、和解仲介を打ち切ることもできる。

第2 当センターの活動概要

1 申立ての動向

(1) 申立件数

	9月	10月	11月	12月	合計
月別申立件数	38	80	143	260	—
(累計)	(38)	(118)	(261)	(521)	—
申立人種別内訳					
法人申立	3(7.9%)	8(10%)	25(17.5%)	60(23.1%)	96(18.4%)
個人申立	35(92.1%)	72(90%)	118(82.5%)	200(76.9%)	425(81.6%)
対前月比	—	210.5%	178.8%	145%	—
総申立件数に占める各月別申立て件数の割合	7.3%	15.3%	27.4%	50%	—
申立人数	83	135	263	652	—
(累計)	(83)	(218)	(481)	(1,133)	—
弁護士代理による申立件数	6(15.8%)	18(22.5%)	27(18.9%)	67(25.7%)	118(22.6%)

※括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。

※個人と法人が同じ事件として立件されている場合には、法人申立1件として計上している。

【概要】

10月以降の申立件数は対前月比で増加を続けており、12月の申立てが初期段階総申立件数の50%を占めている。

個人と法人の申立件数比率は、約8:2であり、月別にみると法人の比率は徐々に増えつつある。

本人申立てが全体の約8割を占め、弁護士代理事件は全体の約2割にとどまる。この割合には、月別の変動はあまりない。

上記表には現れていないが、12月になると、集団的な申立てとして、林業の事業者団体に属する約20名の事業者からの申立て、及び互いに近接した地域の住民34世帯130名の申立てがあった。今後も、他の事業者団体や地域住民などから、集団的な申立てがなされることが予想される。

【分析】

当センター発足当初は、申立件数は、それほど多くなかった。これは、まずは東京電力への直接賠償請求を選択する被害者が多かったことが原因と考えられるが、当センターの認知度が低かったことも一因であったと考えられる。

その後申立件数が増加していった理由としては、当センター自身の広報、原子力損害賠償支援機構や弁護士会の活動(被害住民を対象とした説明会の開催等であって当センターも協力した。)により認知度が一定程度上がったことが挙げられる。また、10月末に、当センターへ

の申立書式の簡易版を作成、公表し、申立書の作成が比較的容易になったことも、増加の一因と考えられる。

他方、東京電力が、直接交渉においては、いわゆる東電基準を固持するのみで、譲歩する姿勢を見せず、中間指針で個別に明記されなかった損害の賠償請求については個別具体的な事情を検討せずに賠償を拒否する(門前払いする)傾向が顕著となり、このような直接交渉における東京電力の態度に不満を抱く被害者が増加していったと考えられること、東京電力は中間指針で賠償対象として明記された財物価値喪失等の賠償を動産、不動産を問わず先送りしており、このような東京電力の態度に納得できない被害者も増加していったと考えられることなどが挙げられる。

その後さらに、12月の申立件数が急増した理由としては、被害者の東京電力に対する直接の賠償請求に対する東京電力からの回答(算定明細書)が増加し始め、東京電力からの回答(算定明細書)に不満を有する被害者からの申立てが増加したことが挙げられる。なお、当センターへの問い合わせの中で、被害者から、東京電力が和解金額について内諾しているものの、直接交渉での和解成立を拒否し、当センターでの和解仲介であれば和解に応じると言われて困っている、などの情報も複数寄せられている。

迅速な損害賠償を求める被害者の要望に当センターが応えるためには、できるだけ多くの申立てが中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって代理されること、あるいは少なくともその相談を経て申し立てられることが重要であるといえるが、申立人の弁護士代理が全体の約2割にとどまってしまっていることが憂慮される。

(2)住所地別申立件数

【福島県内】

		事故時 (注)	比率	申立時 (注)	比率
浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く。)	南相馬市	67	12.9%	36	6.9%
	浪江町	47	9.0%	0	0.0%
	富岡町	44	8.4%	0	0.0%
	大熊町	21	4.0%	0	0.0%
	檜葉町	15	2.9%	0	0.0%
	双葉町	10	1.9%	0	0.0%
	飯館村	5	1.0%	0	0.0%
	広野町	3	0.6%	0	0.0%
	川内村	3	0.6%	0	0.0%
	葛尾村	2	0.4%	0	0.0%
小計		217	41.7%	36	6.9%
浜通り (いわき市、相馬市、 新地町に限る。)	いわき市	67	12.9%	79	15.2%
	相馬市	11	2.1%	8	1.5%
	新地町	2	0.4%	3	0.6%
小計		80	15.4%	90	17.3%
中通り	郡山市	39	7.5%	53	10.2%
	福島市	29	5.6%	34	6.5%
	田村市	6	1.2%	4	0.8%
	伊達市	5	1.0%	5	1.0%
	本宮市	3	0.6%	2	0.4%
	その他	21	4.0%	38	7.3%
小計		103	19.8%	136	26.1%
会津	会津若松市	1	0.2%	2	0.4%
	会津美里町	1	0.2%	1	0.2%
	南会津町	1	0.2%	1	0.2%
	その他	0	0.0%	2	0.4%
小計		3	0.6%	6	1.2%
福島計		403	77.4%	268	51.4%

【福島県外】

		事故時 (注)	比率	申立時 (注)	比率
北海道 東北	宮城県	12	2.3%	17	3.3%
	山形県	3	0.6%	10	1.9%
	北海道	2	0.4%	3	0.6%
	青森県	1	0.2%	3	0.6%
	岩手県	1	0.2%	1	0.2%
	秋田県	0	0.0%	0	0.0%
小計		19	3.6%	34	6.5%

関東 甲信越	東京都	38	7.3%	83	15.9%
	茨城県	15	2.9%	19	3.6%
	埼玉県	9	1.7%	33	6.3%
	栃木県	10	1.9%	15	2.9%
	千葉県	8	1.5%	10	1.9%
	神奈川県	5	1.0%	24	4.6%
	新潟県	2	0.4%	3	0.6%
	山梨県	2	0.4%	3	0.6%
	群馬県	1	0.2%	3	0.6%
	長野県	0	0.0%	1	0.2%
小計		90	17.3%	194	37.2%
その他地方		7	1.3%	21	4.0%
福島県以外の国内計		116	22.3%	249	47.8%
国内計		519	99.6%	517	99.2%

【その他】

外国	中国	1	0.2%	0	0.0%
	台湾	0	0.0%	1	0.2%
	エジプト	1	0.2%	1	0.2%
	豪州	0	0.0%	2	0.4%
外国計		2	0.4%	4	0.8%

合計		521	100.0%	521	100.0%
----	--	-----	--------	-----	--------

※住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。

【概要】

原発事故時の申立人の住所の分布は、次のとおりである。

浜通り(新地町、相馬市、いわき市を除く。おおむね政府による避難等の指示があった対象区域に相当する。)に事故時住所があった者からの申立ては217件(初期段階での総申立件数に占める割合41.7%)である。

上記以外の福島県内に事故時住所があった申立人による申立ては、186件(同35.7%)である。そのうち事故時住所がいわき市である者からの申立ては、67件(同12.9%)、郡山市である者からの申立ては、39件(同7.5%)、福島市である者からの申立ては、29件(同5.6%)である。

福島県以外では、事故時住所地が関東・甲信越地方である者からの申立てが多く、90件(同17.3%)となっている。

申立時住所に目を転ずると、避難先と思われる住所(東京などの首都圏、山形県)からの申立ての増加が目につくが、福島県内からの避難者が比較的多い新潟県内からの申立てが3件(同0.6%)にとどまっていることも注目される。

さらに、若干ではあるが、外国からの申立ても存在する。

【分析】

原発事故時、政府による避難指示等対象区域に住所があった被害者による申立てが、全体の約4割にとどまっている。全体の約4割という数値が多いか少ないかについては、にわかに判断しがたいところである。

しかしながら、避難生活が長引いて将来の生活設計の見通しも立たず不安定な状態にあるため、当センターに申立てすることさえも困難が伴うと考えられること、東京電力が財物価値喪失等の賠償に応じないことから、一方ではこれに不満で当センターに申立てをする動きがあるものの、他方では東京電力の態度から当センターに財物価値喪失等の和解仲介を申し立てても無駄であるという誤解も広まっているようであること、当面の生活資金や事業資金の確保のために、金額に不満ながら東京電力の提案額による和解に応じざるを得ない被害者がいることなど、政府による避難指示等対象区域に住所があった被害者による当センターへの申立てを阻害する要因があることは事実であろう。被害者の早期救済という観点からは憂慮すべき事態であり、当センターによる早期の和解仲介の実現や、弁護士等による更なる被害者のサポートが望まれる。

(3) 損害項目別申立件数

	9月	10月	11月	12月	合計
月別申立件数	38	80	143	260	521
(内訳)					
避難費用	19(50.0%)	36(45.0%)	72(50.3%)	135(51.9%)	262(50.3%)
交通費	14(36.8%)	32(40.0%)	65(45.5%)	120(46.2%)	231(44.3%)
宿泊費	8(21.1%)	16(20.0%)	14(9.8%)	41(15.8%)	78(15.0%)
生活費増加	9(23.7%)	19(23.8%)	47(32.9%)	105(40.4%)	180(34.5%)
その他	4(10.5%)	6(7.5%)	18(12.6%)	47(18.1%)	75(14.4%)
一時立入費用	5(13.2%)	15(18.8%)	31(21.7%)	60(23.1%)	111(21.3%)
帰宅費用	5(13.2%)	5(6.3%)	11(7.7%)	8(3.8%)	29(6.2%)
生命・身体的損害	9(23.7%)	9(11.3%)	26(18.2%)	38(14.6%)	82(15.7%)
精神的損害	21(55.3%)	40(50.0%)	75(52.4%)	139(53.5%)	275(52.7%)
営業損害	12(31.6%)	21(26.3%)	47(32.9%)	105(40.4%)	185(35.5%)
就労不能損害	15(39.5%)	21(26.3%)	42(29.4%)	72(27.7%)	150(28.8%)
検査費用	6(15.8%)	14(17.5%)	14(9.8%)	34(13.1%)	68(13.1%)
財物価値喪失等	11(28.9%)	19(23.8%)	47(32.9%)	72(27.7%)	149(28.6%)

※風評被害、間接被害、政府による出荷制限等の指示等に係る損害についても、損害項目別に整理した。
※括弧内のパーセントは、月別の損害項目(延べ件数)を、月別申立件数で除した数値である。

【概要】

細分類(事業者申立か否か、事故時の住所地がどこか等による損害項目の分類)を施していないので、十分な分析資料とはなっていないが、ほぼ全ての損害項目について、ある程度万遍なく申立てがなされている。その中でも、避難費用及び精神的損害は、約半数の申立てで請求されている。

また、営業損害と就労不能損害は、合わせて約6割の申立てで、財物価値喪失等の損害は、約3割の申立てで請求されている。

【分析】

避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等が申立ての中心的損害項目であるといえる。

東京電力が、除染方法が定まっていないことや帰還方法・時期が定まっていないこと等を理由として賠償を先送りしている財物価値喪失等の損害についても、申立ての約3割で請求さ

れている。東京電力は、財物価値喪失等については、直接交渉ではほとんど賠償に応じていないと推測され、上記(2)【分析】のとおり、和解仲介を申し立てても無駄であるとの誤解が広まっているようであるが、それにもかかわらず財物価値喪失等の賠償請求が多いことが注目される。

2 申立事件の結果等(12月28日時点での取扱い状況)

	9月	10月	11月	12月	合計
件数	38	80	143	260	521
既済件数	2	1	3	0	6
(内訳)					
和解成立	1	1	0	0	2
和解打切り	0	0	0	0	0
取下げ	1	0	3	0	4
未済件数	36	79	140	260	515
(内訳)					
・パネル協議実施済	38	80	84	1	203
・口頭審理実施済	20	18	1	0	39
・和解案提示済	4	0	1	0	5
・平成24年2月頃までに 和解案提示見込み	約15	約35	—	—	約50
・打切見込み	約5	約10	—	—	約15

※事件が申し立てられた月ごとに、既済・未済の別、未済事件の進行状況を示したものである。

【概要】

12月28日までの和解成立件数は2件、取下げ件数は4件であった。

パネル協議については、平成23年12月28日までで、9月・10月申立事件については、全件で実施済みである。口頭審理については、同時点までで、38件で実施されている。

また、未済事件のうち、同時点までで和解案が提示されているのは5件であるが、今後、平成24年2月末までに和解案を提示できる見込みがあるのは、約50件となっている。

【分析】

12月28日までの申立件数が521件であるのに対して、和解成立件数が2件であり、ごく僅かにとどまっており、申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は、実現できていない。

これについては、初期段階がパイロット期間であったため慎重に審理が進められたこと、複数の弁護士(仲介委員3名、口頭審理期日については更に申立人や東京電力の代理人弁護士)が関与する期日の指定のための日程調整が難航して期日間隔が容易に狭まらなかったこと、申立書の記載が極めて簡単で証拠も十分に整理されておらず、申立人の言い分の

確認や仲介委員による事実認定のための調査に当初予想し得なかったほど膨大な時間を要したことに加えて、東京電力が財物価値喪失等や中間指針で類型化されていない事項の賠償請求についてその支払いを拒むなど直接交渉におけるのと同様の態度で、当センターにおける手続においても具体的な和解協議に入ることに消極的な態度をとり続け、中間指針において目安とされた金額の増額や生活費増加分の賠償になかなか応じないこと等が原因であると考えられる。

具体的には、東京電力は、主に、財物価値の喪失等の損害(127件(全体の約30%))や観光業の風評被害等に関する損害(約30件(全体の約6%))について、事実の主張や法律上の主張に関する認否を留保したり、中間指針について東京電力の解釈に沿わない立場を受け入れないなどの頑なな対応がみられ、こうした中間指針の解釈態度が審理の空転や遅延につながっている。

したがって、関係当事者に対し、迅速な審理及び解決に向けた積極的な協力を求める必要がある。

3 仲介委員及び調査官の任命、事件割当状況

(単位:名)

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
仲介委員		22	106	0	0	128
調査官	4	15	4	0	5	28

【概要】

任命された仲介委員128名のうち、12月までの申立事件が割り当てられているのは115名である。事件の割当てがないのは、概ね長野、山梨などの弁護士会所属の弁護士に限られており、今後所属弁護士会のエリアからの申立てがあれば、事件を割り当てていく予定である。

仲介委員は、基本的には3名で1パネル(合議体)を構成し、原則として合議体で審理に当たっている。

現在、43パネル(注:複数のパネルに同時に所属する仲介委員が存在するため、事件が割り当てられている仲介委員は115名にとどまる。)に事件の割当てがなされているので、1パネル当たりの平均割当事件数は、12.1件(総申立件数521件を稼働パネル数43で割る。)である。調査官1人当たりの平均割当事件数は18.6件(総申立件数を調査官数28で割る。)である。

【分析】

初期段階の申立事件割当数だけをみても、仲介委員及び調査官の負担は重い。当事者による主張や証拠資料の整理が不十分な状況下においては、事実関係調査等について、数字には表れない負担が重くなっている。今後は、1人の仲介委員による審理(単独体審理)

の活用を拡大するなど、審理上の様々な工夫を施していく予定である。しかしながら、申立件数の増加の程度によっては、仲介委員、調査官及びこれらを事務的に支える事務スタッフの増員を検討しなければ、当センターに求められる適正かつ迅速な解決が実現できなくなるおそれもある。

4 手続の進行状況(12月28日時点での実施状況)

	9月	10月	11月	12月
件数	38	80	143	260
申立日から指名通知発送日までの平均期間	17.9日	13.3日	13.7日	18.2日(注1)
申立日から第1回パネル協議期日までの期間	38.5日	39.8日	32.1日(注2)	-(注3)
申立日から第1回口頭審理期日までの期間	81.1日(注4)	70.6日(注5)	-(注6)	-(注7)

(注1) 実施された54件の平均であり、206件が未実施。

(注2) 実施された84件の平均であり、59件が未実施。

(注3) 実施は1件。

(注4) 実施された20件の平均であり、18件が未実施。

(注5) 実施された18件の平均であり、62件が未実施。

(注6) 実施は1件。

(注7) 未実施。

【概要】

申立日から当該案件を担当する仲介委員及び調査官の指名通知発送日までの平均期間は、9月には17.9日であったが、11月には13.7日となった。しかし、12月は18.2日を要している。

申立日から第1回パネル協議期日までの平均期間は、9月の38.5日、10月の39.8日から11月には32.1日となっている。また、申立日から第1回口頭審理期日までの平均期間は、9月は81.1日、10月は70.6日である。なお、これらの数値は、各段階(指名通知発送など)に到達した事件の平均値であり、到達していない事件の存在は考慮されていない。

口頭審理については、本人申立事件については、申立人の現居住地の近くでの開催を可能な限度で実現するよう努めており、いわき市で11件、郡山市で4件を開催した。今後、南相馬市や山形県米沢市での開催も予定されている。

【分析】

当センターでは、指名通知発送までの手続など、各段階の内部手続を効率化し、手続の迅

速化に努めてきたところである。例えば、論点整理を迅速に行うため、また、東京電力による認否を早めるため、本来、仲介委員等の指名通知の発送と同時に、事件の受理通知と申立書類一式の送付を、指名通知発送前に行うこととしたり、仲介委員が担当する個別の事件毎に行う利益相反事項のチェック方式を簡略化したりしたことなどである。

11月からは、調査官による当事者からの聴き取り等の調査の開始時期を、第1回パネル協議期日後から、第1回パネル協議期日前に繰り上げ、早い時期から当事者が真に言いたいことの確認を実施することとした。さらに、当センター内の意識統一のために、12月9日に、「事件の標準的進行モデル」を定め、仲介委員、調査官に周知した。

このような当センター内における手続の迅速化の工夫の成果で、事件進行のスピードが徐々にではあるが上がってきているともいえる。しかしながら、11月から12月にかけて、申立件数が飛躍的に増加したことにより、上記の迅速化のための工夫の効果が減殺されている。今後も引き続き、受付日から第1回パネル協議までの期間、第1回パネル協議から和解案提示までの期間を、それぞれ、さらに短縮していくよう努めるが、申立件数がさらに加速度的に増加するとすれば、現在の人的・物的態勢では限界があるものと考えられる。

5 電話による問い合わせの状況

	9月	10月	11月	12月	合計
受電件数	1,000	633	753	1,004	3,390
(内容の内訳)					
センターの概要、手続	465 (46.5%)	402 (63.5%)	533 (70.8%)	727 (72.4%)	2,127 (62.7%)
センターへの意見、要望、不満	12 (1.2%)	26 (4.1%)	10 (1.3%)	32 (3.2%)	80 (2.4%)
個別事件の相談、賠償の可否	316 (31.6%)	258 (40.8%)	284 (37.7%)	301 (30.0%)	1,159 (34.2%)
紛争審査会(指針)への意見、要望、不満	53 (5.3%)	43 (6.8%)	38 (5.1%)	149 (14.8%)	283 (8.4%)
東京電力への意見、要望、不満	239 (23.9%)	179 (28.3%)	197 (26.2%)	241 (24.0%)	856 (25.3%)
その他	100 (10.0%)	92 (14.5%)	95 (12.6%)	144 (14.3%)	431 (12.7%)

※その他の項目は、損害賠償関係以外の問い合わせである。

※括弧内のパーセントは、月別の内訳(延べ件数)を、月別受電件数で除した数値である。

【概要】

問い合わせの多い項目としては、当センターの概要、手続が約6割を占め、次いで、個別事件の相談、賠償の可否が約3割、東京電力への意見、要望、不満が約2割となっている。

また、原子力損害賠償紛争審査会(中間指針)への意見、要望、不満は、12月に中間指針追補(自主的避難等に係る損害)が策定されたことを受け、これに関する件数が増加した。

主な問い合わせ内容を見ると、当センターの概要、手続に関して、センターの立ち上げ当初

は、概要についての問い合わせが多かったが、最近では、センターへの具体的な申立方法、和解成立件数等の実績について問い合わせが増加しており、目標審理期間(3か月)を達成できていないことを指摘する声も寄せられている。

また、東京電力への意見、要望、不満に関しては、東京電力の直接交渉において、中間指針に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた、東京電力が和解金額について内諾しているのに直接交渉での和解成立はできず当センターでの和解仲介であれば和解に応じると言われ困っている、請求額よりも減額査定された理由をきちんと説明してもらえない、東京電力の電話担当者に誠意が感じられないなどの不満等が寄せられている。

なお、個別事件の賠償の可否については、あくまで申立てを受けた後に担当する仲介委員が判断する事柄であることから、電話対応で回答は行っていない。

【分析】

電話による問い合わせは、当センターの概要、手続、センターへの意見、要望、不満について対応することを本来的な業務としているが、その他の個別事件の相談、賠償の可否や東京電力への意見等も相当数を占めているのが実情である。

また、最近では、当センターの業務についてある程度認知されるとともに、東京電力との直接交渉に不満を抱き、当センターへの申立てを具体的に検討している被害者が増加していることがうかがえる。

第3 課題と解決に向けた取組み

1 申立件数の将来動向予想

当初段階である9月1日から12月28日までで、申立件数が521件に達した。申立件数は、月毎に増加の一途をたどり、9月には38件だったものが、12月には260件となった。

本件事故による賠償案件は100万件以上(自主的避難案件を除いても10数万件)とされ、そのうち紛争性のある案件は、潜在的に紛争性があるものも含めて10万件以上に及ぶ可能性があると考えられる(場合によっては数十万件に及び、自主的避難案件を除いても5~6万件を下らない。)

11~12月の申立件数の増加傾向を勘案すると、平成24年2月中にも、申立総件数が1000件を超えるものと予測される。また、互いに近接した地域の住民や同一の事業者団体に属する多数の事業者からの申立てなどの集团的申立てが既にされているが、今後も、このような集団申立てが予定されている。

したがって、当センターへの申立件数は、さらに加速度的に増加することも予測され、それに対する対処が喫緊の課題となりつつある。

2 審理促進阻害要因と課題

当センターでは、目標審理期間として、申立てから和解成立まで概ね3か月程度を設定したが、初期段階の申立て事件については、上記のように、現状では、この目標を達成できているとは言い難い状況にある。

その主たる原因としては、次のものが挙げられる。

当センターに内在する原因としては、立ち上がり時期であるため仲介委員3名の合議体で慎重に審理することとしていたこと、これに伴い期日の日程調整も難航したこと、自主的避難案件等は中間指針追補が策定されるのを待たざるを得なかったことなどが挙げられる。

申立人側にある原因としては、予想以上に本人申立ての件数が多く(全体の約8割)、かつ、申立書の記載内容だけでは請求する損害内容が判然としないものや、証拠書類の整理が十分ではないものが多く、その結果、仲介委員・調査官による事実調査に要する時間が予想以上にかかったことが挙げられる。

東京電力側にある原因としては、東京電力が財物価値喪失等及び中間指針に個別に明記されていない損害の賠償請求について和解協議に入ることに消極的な態度をとり続けたこと、中間指針において目安とされた金額の増額や生活費増加分の賠償になかなか応じないこと、事件全般につき、答弁書における認否留保が多く、積極的な審理促進の態度があまりみられないこと等が挙げられる。とりわけ、東京電力の中間指針の解釈姿勢は、申立数の著しい増加や審理の遅延に大きく影響しており、これを解決しないことには迅速な被害者救済を図ることはできないと考えられる。

したがって、審理促進を図るためには、当センターにおいて、仲介委員が和解案を策定し

やすい環境を整えること、申立人側において、主張や証拠の整理が一定程度なされること、東京電力において、審理に臨むに当たっての姿勢の改善がなされることが大きな課題であると考えられる。

なお、いずれにしても、現在の、仲介委員128名、調査官28名、和解仲介室職員34名の態勢は、12月末までに申し立てられた案件への対応までで限界に近づいており、人的・物的態勢の拡充も喫緊の課題である。

3 解決に向けた取組み

(1) 和解案の策定に向けた取組み

当センターでは、和解仲介手続の全体標準期間の設定と各段階における期日設定の促進を行うなど、パネル協議期日及び口頭審理期日の早期設定のための工夫を試みている。

また、そうした手続面のみならず、実体面から、仲介委員が和解案を作成しやすい環境整備に努めている。すなわち、申立件数の増加に伴い、多くの案件に共通する論点も次第に発掘されるようになった。精神的損害に関する慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の増額事由、第2期(本件事故発生日から6か月経過後から6か月間)の慰謝料、財物価値喪失等の損害に関する評価方法、自主的避難等対象区域の住民の損害賠償などが当初段階での審理において共通論点として認識され、これらについては、同種案件を抱える複数のパネル間で合同協議(パネル間協議)を持ち、共通の考え方に基づく和解案作りに向けての意見交換が行われている。そのうえで、順次、協議に基づく和解案・和解案提示理由書の当事者への提示を行っている。

また、今後、総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参照される基準)等の策定・公表が予定されている。和解結果や総括基準の公表は、統一した基準に基づく当センターによる和解案提示の促進のみならず、そのような基準を東京電力が受け入れることを前提として、被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進にも寄与することが期待される。

さらに、申し立てられた賠償項目の内でも、比較的審理が簡易なものだけ先に和解をする一部和解を促進することや、当事者間に争いがないと見込まれる部分について、優先的に仮払いするよう東京電力に仲介手続内で促すことも検討中である。

(2) 集団申立てに対する対応

当センターの人的・物的態勢を考えると、集団申立案件については、当センターがその全員分について同時に審理を進めていくと、審理の渋滞、遅延を招き、当センターにおける審理が全体として著しく遅延し、被害者がいわば共倒れとなるおそれがある。手続の進め方については、当事者とも十分に協議し、いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして、迅速な審理を目指していく。

(3) 当事者に対する働きかけの強化

上述したように、審理促進のためには、いかに関係当事者の積極的協力を得るかが課題となっている。当センターでは、できるだけ多くの案件が、中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって申立ての代理がなされること、あるいは少なくともそのような弁護士による相談を経由して申し立てられることが実現されるよう、原子力損害賠償支援機構、関係する地方公共団体、弁護士会等に協力を求め、これらの団体の努力に期待するものである。また、弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては、事実、証拠、法的根拠等を適切に整理して申し立てていただくよう、各仲介委員から求めているとともに、弁護士会等を通じて協力をお願いしている。

他方で、東京電力に対しては、本件事故の実情及び被害者の置かれている状況を踏まえて、被害者の負担軽減や紛争の迅速な解決に資するよう設置された当センターの役割に鑑み、上記のような対応を改め、迅速かつ公正な審理に協力いただくよう、各仲介委員からもまた当センターからも求めているところである。また、原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償円滑化会議を通じて、現状認識と改善の必要性について理解を得ることも必要となろう。

4 まとめ

当面は、和解の実例を積み重ね、また総括基準を策定・公表することにより、申し立てられた案件を適正かつ迅速に解決に導くよう全力を傾ける。また、そうすることにより、これらの総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進されるような環境を速やかに整えることにもなると考えている。上述したような紛争性のある賠償案件数を考えると、特別事業計画において当センターの和解案尊重を約束している東京電力が、当センターの和解仲介手続に誠実に協力し、また当センターにおいて示された和解案や諸基準を、当センターの手続のみならず、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。

なお、当センターが扱う案件は、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償である。こうした損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、初期段階以後も、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。そのためには、仲介委員、申立代理人、東京電力代理人を含めた関係法律家による、より効果的な仲介の実現とその活用を主眼とする建設的協議が有益であると考え。当センターの仲介手続において、より効果的な仲介を志向した関係法律家による協議の場を提供することも、当センターの役割の一つであると考え。

以上

平成24年2月28日

総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

1 避難者の第2期慰謝料について

(要旨)

- ①避難等対象者について、第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の「今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料」を、一人月額5万円を目安とする。
- ②避難所等への避難者について、第2期の「日常生活阻害慰謝料」(*)を、中間指針における目安額（一人月額5万円）から2万円程度増額した額とする。

*中間指針で類型化された、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる慰謝料

(理由)

- ①避難等対象者が、中間指針策定後（8月5日以降）、避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているため。
- ②避難所等での避難生活は、通常の避難よりも過酷であるため。
- ③これにより、避難等対象者の第2期の精神的損害の目安の合計額が、第1期と同額の一人月額10万円又は12万円となる。

2 精神的損害の増額事由等

(要旨)

中間指針が規定する日常生活阻害慰謝料について、要介護状態にあること、身体または精神の障害があることなどの事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができる。

(理由)

避難生活への適応が困難な客観的事情があつて、通常の避難者よりも精神的苦痛が大きいと認められる場合が、中間指針の目安額を増額すべき標準的な場合と認められるため。

3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目

(要旨)

自主的避難対象者が実際に避難し実費等を支出した場合において、①自主的避難の対象者の属性（子供・妊婦が含まれるか。）、②避難開始・継続時期、③放射線量に関する情報の有無・内容、④実費等の内容・発生時期などの要素を総合的に考慮し、当該実費等の額に精神的苦痛に対する慰謝料を加算した額が、中間指針追補記載の目安額（40万円又は8万円）を上回る場合には、この合算額を賠償額とする。

(理由)

中間指針追補では、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとの記載があり、個別具体的な事情についての基準を定める必要があるため。

4 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期

(要旨)

避難等対象区域内に存在する動産（事業者の生産設備、住宅の家財等）及び不動産についての価値喪失・減少分、追加的費用等の損害については、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

(理由)

東京電力が財物損害の賠償の和解協議に入ることに消極的な態度をとり続ける中、当センターでは、中間指針に従い、財物損害の賠償についての和解案を出すことを明らかにするため。

以上

総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成 24 年 2 月 14 日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

- 1 避難者の第 2 期の慰謝料について
 - (1) 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料
 - (2) 避難による慰謝料
- 2 精神的損害の増額事由等について
- 3 自主的避難を実行した者がいる場合の細目について
- 4 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五 十 三

総括委員 山 本 和 彦

総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）

第1 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

（総括基準）

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間 第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）
金額 一人月額5万円を目安とする。

（理由）

- 1 中間指針の第1の4、第3の6の備考11によれば、中間指針で類型化された慰謝料（自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる慰謝料）以外の慰謝料であっても、本件事故との間に相当因果関係があれば、損害賠償が認められる。
- 2 中間指針策定後（8月5日より後）の事情の変化として、以下の事情が認められる。
 - 1) 避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たない避難住民が多い。8月27日に閣僚から福島県知事等に対して、長期間にわたって住民の居住が困難な地域が生じる可能性や、帰宅まで20年以上かかる地域が存在

する可能性についての言及があり、このころから、避難生活の長期化が広く認識されるに至った。

- 2) 同じころから、帰宅の条件として、原子力発電所の原子炉が安定するだけでは十分ではなく、除染をして放射線量を低減させることが必要であるという認識が広まった。しかしながら、必要な除染が完了する見込み時期は明らかになっていない。
- 3 中間指針において、事故から6ヶ月経過後の避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料が月額10万円から月額5万円に減額される理由は、避難生活の基盤が整備されて新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素が第1期（本件事故発生から6ヶ月間）よりも縮減される、という点にあるという。

避難生活の不便さなどの要素は7ヶ月目から徐々に減少しているとしても、上記2記載の事情を考慮すると、避難者は、将来自宅に戻れる見込みがあるのかどうか、戻れるとしてもそれが何年先のことになるのかが不明であり、自宅に戻れることを期待して避難生活を続けるか、自宅に戻れることを断念して自宅とは別の場所に生活拠点を移転するかを決し難く、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているということが出来る。

- 4 中間指針策定後の上記3記載の事情を考慮すると、今後の生活の見通しが立たない不安が増大していることが認められ、これについて賠償する必要性が高い。その金額は、避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料額（一人月額5万円）を勘案すると、これと同程度とみることができ、これと同額の一人月額5万円を目安とするのが相当である。

第2 避難による慰謝料

（総括基準）

本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を

余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

（理由）

- 1 中間指針第3の6の備考10によれば、第3の6の指針Ⅲ）
②記載の第2期の損害額（一人月額5万円）については、目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている。
- 2 避難所等における避難生活を送る避難者は徐々に減少し、本件事故発生から6ヶ月を経過した時点においては非常に少なくなっている。本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされる状態は、相対的にみて、通常の避難者よりも過酷な状況に置かれているということが出来る。したがって、目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額（一人月額7万円程度）を、賠償すべき額とするのが相当である。

以上

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

（総括基準）

- 1 中間指針第3の6（指針 I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。
 - ・ 要介護状態にあること
 - ・ 身体または精神の障害があること
 - ・ 重度または中程度の持病があること
 - ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
 - ・ 懐妊中であること
 - ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
 - ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
 - ・ 避難所の移動回数が多かったこと
 - ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと
- 2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。
- 3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11)を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由）

- 1 中間指針第3の6の備考10)には、日常生活阻害慰謝

料の額（中間指針第3の6（指針）のⅢ）及びⅤ）に規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある。

2 避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあつたというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である。

3 増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。

増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる。

4 中間指針第3の6の備考11)には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」と記載されていることから、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、これによる慰謝料が賠償の対象となる。賠償額の算定については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

以上

総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

(総括基準)

- 1 自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額(40万円又は8万円)を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断するには、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮するものとする。
- 2 賠償の対象となるべき実費等の損害としては、以下のものが考えられる。
 - 1) 避難費用及び帰宅費用(交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分)
 - 2) 一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用
 - 3) 営業損害、就労不能損害(自主的避難の実行による減収及び追加的費用)
 - 4) 財物価値の喪失、減少(自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの)
 - 5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害
- 3 1及び2により実費等の損害を賠償する場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額(40万円又は8万円)

が含まれているものと扱う。

- 4 賠償は、本来は、個人単位で行われるものであるが、実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。
- 5 1及び2に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）に満たなくても、当該実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額（40万円又は8万円）を上回る場合には、前記1から4までの基準を準用する。

本件事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合には、前記1、2及び4の規定を準用する。

- 6 本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。

（理由）

- 1 中間指針追補には、「中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」という記載があり（中間指針追補2頁。同趣旨の記載が、対象区域につき3頁、対象者につき5頁、損害項目につき8頁にある。）、個別具体的な事情により相

当因果関係のある損害と認める場合の基準を定める必要がある。

- 2 自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害が賠償の対象になるかどうかを考慮する際には、中間指針追補に表れた各種の要素を検討するのが相当である。賠償の対象となる損害項目については、政府指示により避難した者について検討された項目に準じて検討するのが相当である。
- 3 実費等の損害を賠償しても、精神的苦痛に対する損害は賠償されていない。そのため、中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（40万円又は8万円）のうち、精神的苦痛に対する損害額とみられる部分を賠償する必要がある。

このようにして算定された金額（40万円又は8万円を上回る。）が賠償された場合には、中間指針追補記載の金額（40万円又は8万円）も賠償されたものと扱うのが相当である。

- 4 家族などのグループ単位での避難が実際には多いと思われることから、グループ単位での計算も、個人単位での計算も、和解案として許容されることとした。
- 5 実費等の損害の合計額が中間指針追補における自主的避難対象者に対する損害額の目安（40万円又は8万円）を下回る場合であっても、実費等の損害の合計額と3による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を合算した金額が上記損害額の目安（40万円又は8万円）を上回るときには、当該合算した金額（40万円又は8万円を上回る。）を賠償するのが相当であるから、1から4までの基準を準用することとした。

また、本件事故後の転勤命令により新たに避難指示等対象区域又は自主的避難等対象区域のいずれかに勤務することになったが、転勤先の放射線量等の影響を考慮して家族のうち妊婦又は子供などが転勤先に同行せずに二重生活が始まった場合は、子供又は妊婦を含むグループが自主的避難を実行した場合に準ずるものであるから、前記1，2及び4の規定を準用することとした。

6 避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合についても、その者の居住地が自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、自主的避難等対象区域居住者と同様に扱うのが相当であるから、中間指針追補及び1から5までの基準を準用することとした。

以上

総括基準（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）

（総括基準）

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と認められる。

- 1) 動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）であって、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害
 - ① 避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となったため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ② その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
 - ③ 財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
- 2) 不動産であって、避難等対象区域内に存在するものについての、上記1)の①から③までに記載の損害

（理由）

中間指針第3の10の備考1)に「立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認ができないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる」とあることからすれば、動産、不動産の価値の喪失又は減少について、現地への立ち入りができない等の理

由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべき損害と考えるべきである。

以上

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続きに係る
課題と今後の対応について（案）

平成23年2月28日
文部科学省
経済産業省
原子力損害賠償支援機構
東京電力株式会社

1. 現状と課題

- 東京電力においては、2月24日現在で、請求書を約96,800件受領する一方、合意書を約76,500件送付し、そのうち約64,800件が合意に至っている。
- 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）においては、2月27日現在で申立て件数が1,061件であるが、和解件数は11件、和解案提示件数は40件にとどまっており、申立てから和解成立までの目標審理期間（概ね3か月程度）は達成できていない。
- ADRセンターにおいては、本年度中には、数十件の和解案の提示ができる見込みであるが、申立数の増加傾向が顕著であるとともに、複数の集団申立ての動きがあり、さらなる申立受付件数増加に備えた対策を講ずることが急務である。
- また、既に受け付けた申立のうち、弁護士代理ではない申立てが約8割あり、特に被害者個人による申立てについては、ADRセンター職員による請求内容や事実関係の確認・調査に時間を要しており、ADRセンターの和解仲介における大きな負担要因となっている。

2. 今後の対応方針

（1）基本的な考え方

- ①今般の事故による被害の規模に鑑み、ADRセンターや司法機関の処理能力は自ずと限界があり、被害者と東京電力との間の当事者間の交渉により大多数の案件が解決されることが不可欠である。
- ②その上で、ADRセンターへの申立案件を迅速・円滑に処理するため、ADRセンターの体制強化や手続き改善を図るとともに、原子力損害賠償支援機構等による協力及び東京電力の対応改善等を図っていく。
- ③ADRセンターにおける迅速・円滑な和解仲介が促進され、被害者の利益に反しない限りで和解実例の蓄積や和解手続きにおける基準を公表することにより、ADRセンターでの和解仲介の実績や経験を社会的に共有する。
- ④その結果、被害者と東京電力との間の当事者間交渉、およびADRセンターや司法機関での和解を促進し、今般の事故により損害を受けた膨大な数の被害者に対する迅速、公平かつ適正な救済に資するものと期待される。

アド
ハック

（2）具体的な対応方針

- 申立者への取組、東京電力の対応、ADRセンターでの処理等における具体的な課題等は別添の通り。

(3) 実施状況のレビュー
原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続きの実施状況について、申し立て件数、和解案提示件数や和解成立件数等、進捗状況の把握に努め、原子力損害賠償円滑化会議等の場でレビューを行う。

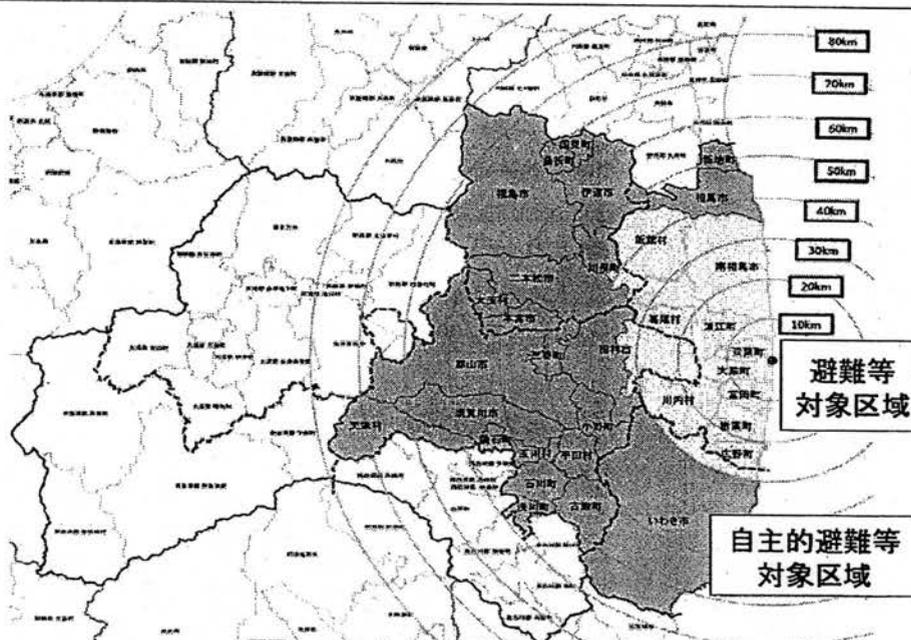
自主的避難等に係る賠償について

平成24年2月28日
東京電力株式会社

1. 賠償基準

(1) 対象となる方

平成23年3月11日に発生した弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故発生時に「自主的避難等対象区域」内に生活の本拠としての住居があった方



(2) 対象となる損害

以下の損害のうち一定の範囲を、賠償対象とさせていただきます。

- ① 自主的避難を行った場合における以下のもの
- ◆ 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
 - ◆ 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ◆ 避難および帰宅に要した移動費用
- ② 「自主的避難等対象区域」内に滞在を続けた場合における以下のもの
- ◆ 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ◆ 放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

(3) 対象期間

18歳以下であった方	平成23年3月11日～平成23年12月31日
妊娠されていた方	
上記以外の方	平成23年3月11日～平成23年4月22日 (事故発生から、屋内待避区域が解除されるまでの期間)

(4) 賠償金額

① 定額賠償

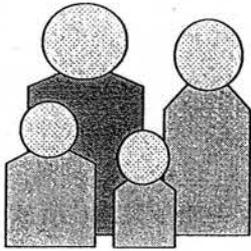
18歳以下であった方	1人あたり40万円
妊娠されていた方	
上記以外の方	1人あたり8万円

② 上記期間中の避難に伴い特別に負担された費用に対する賠償

18歳以下であった方、または妊娠されていた方を含む世帯は、避難生活に伴う支出が大きいと考えられることから、18歳以下であった方、または妊娠されていた方で自主的避難された場合は、お一人あたり20万円を上記40万円に追加してお支払いいたします。

【参考】ご家族の賠償例(その1)

5



〔家族構成〕

- ・夫(会社員)
- ・妻(専業主婦)
- ・子供1(12歳)
- ・子供2(8歳)

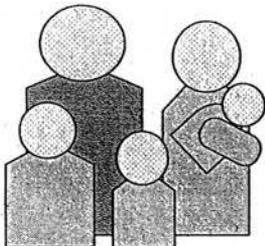
〔ご家族の状況〕

- ・事故発生直後、家族全員で福島県外に避難。
- ・夫以外は、現在も避難(夫は4月に帰宅)。

	夫	妻	子供1	子供2	合計
定額賠償	○ (8万円)	○ (8万円)	○ (40万円)	○ (40万円)	96万円
特別に負担された費用に対する賠償	—	—	○ (20万円)	○ (20万円)	40万円
今回お支払い額	8万円	8万円	60万円	60万円	136万円

【参考】ご家族の賠償例(その2)

6



〔家族構成〕

- ・夫(会社員)
- ・妻(専業主婦)
- ・子供1(12歳)
- ・子供2(8歳)
- ・子供3(0歳)

〔ご家族の状況〕

- ・事故発生当時、妻は妊娠中(5月に子供3を出産)。
- ・事故発生直後、家族全員で福島県外に避難。9月に帰宅。

	夫	妻	子供1	子供2	子供3	合計
定額賠償	○ (8万円)	○ (40万円)	○ (40万円)	○ (40万円)	○ (40万円)	168万円
特別に負担された費用に対する賠償	—	○ (20万円)	○ (20万円)	○ (20万円)	○ (20万円)	80万円
今回お支払い額	8万円	60万円	60万円	60万円	60万円	248万円

このご家族は、この事故発生直後に、福島県外に避難し、9月に帰宅した。

別添資料にて

2. 請求様式

7

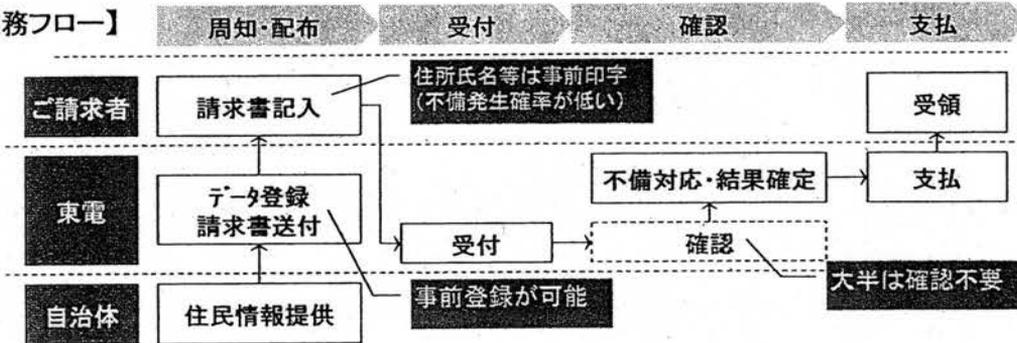
(1) 自主的避難等対象区域に住民登録をされている方

自治体さまからご提供いただいた住民のみなさまの情報に基づき、請求書類一式を送付いたします。

なお、外国人登録をされている方の情報についても、入国管理局からご提供いただける見込みです。

発送方法	弊社から請求書を郵送します(発送日より約1週間以内で到着予定)。
発送単位	世帯単位での送付を予定しております(分割してお支払いをご希望の場合、専用コールセンターへお申し出いただければ対応いたします)。
送付物	ご案内状、ご請求書類(お名前・ご住所等を事前印字)、リーフレット、記入例、返信用封筒
ご記入方法	必要事項(署名・お振込先情報等)をご記入ください(妊娠されていた方、18歳以下または妊娠されていた方で避難をされていた方は、必要書類を添付してください)。
お支払方法	金融機関または郵便局のご指定口座へ振り込みます。
返送方法	同封の返信用封筒でご返送ください。

【業務フロー】



2. 請求様式

8

(2) 自主的避難等対象区域に住民登録のない方

ご請求者さまからコールセンターへご連絡をいただき、請求書の郵送を承ります。

ご請求にあたっては、以下の二種類の書類の添付をお願いいたします。

① 賠償対象となる方全員の本人確認書類

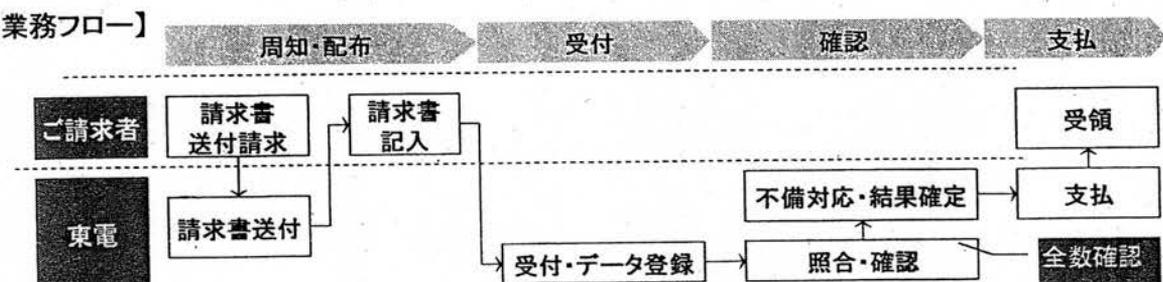
- ◆ 現在住民登録している市町村が発行する住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書

② 「自主的避難等対象区域」内に生活の本拠としての住居があったことを証明する書類(以下のうちいずれか1つをご提出ください)

- ◆ 事故当時の住居の賃貸契約書のコピー(平成23年3月11日が契約期間内に含まれるもの)
- ◆ 事故当時の住居の公共料金原本の領収書(平成23年1月分~3月分のいずれか1ヶ月分)
- ◆ 義援金申請の際に提出した書類一式および入金があった通帳のコピー

たいてい、
柔軟に
行っています。

【業務フロー】

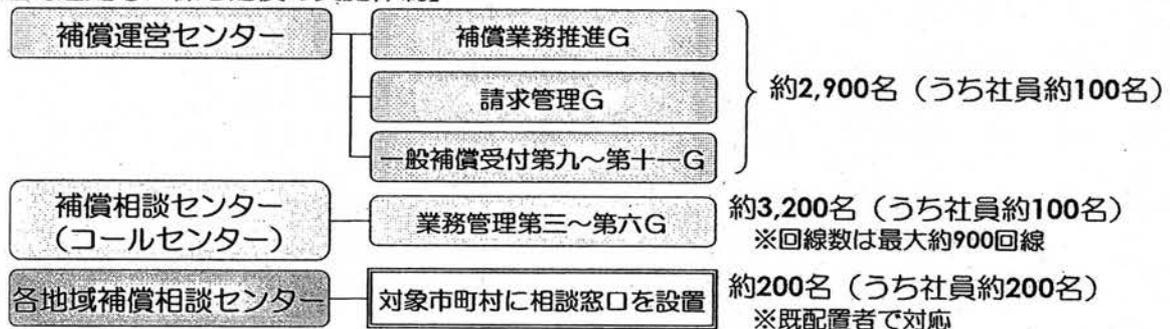


3. 自主的避難等に係る賠償の実施体制

- (1) 迅速かつ円滑なお支払いに向け、ピーク時で約6,200名の専任体制を構築
 - ◆ 本賠償とあわせ、ピーク時で13,100名規模の体制となる見通し
- (2) お問い合わせに迅速にご回答するため、専用のコールセンターを開設(現在のコールセンターとは別番号)
 - ◆ 回線数: 約900回線
 - ◆ 受付時間: 9時~21時(土日祝も対応)
- (3) 自主的避難等対象地域での窓口設置
 - ◆ 対象23市町村に相談窓口を設置予定
- (4) 丁寧な広報活動
 - ◆ 当社ホームページでの告知、QA掲載
 - ◆ 新聞広告掲載(全国紙、地元紙)、県内ラジオCM <調整中>

スケジュール確認

【自主的避難等に係る賠償の実施体制】



4. 賠償に係るスケジュール

- ◆ 2月28日プレス発表、3月上旬請求書郵送開始、3月上旬受付開始予定
 - ※ 自治体からの住民のみなさまの情報受領日程によって、スケジュールが変更となる場合もございます。
- ◆ 書類に特段の不備がない場合、3月下旬から順次お支払いが開始できるよう、鋭意準備を進めております。

	1月	2月	3月	4月	5月
自治体さまからの住民情報受領		→			
受領情報の整理、データ登録		●→			
請求書類案の策定・印刷・発送準備			→		
プレスリリース			▼		
コールセンター開設			●	→	→
現地相談窓口開設			●	→	→
請求書発送			●→	→	→
請求書受領・受付			●	→	→
確認・不備対応			●	→	→
支払				●	→

2月19日目標

※郵便局の送達能力により、ご請求者さま宅への到着まで、発送から約1週間要します。

文部科学省資料

(第24回原子力損害賠償紛争審査会(平成24年2月23日)資料1)

政府による避難区域等の見直し等に係る中間指針第二次追補のイメージ(案)

本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。

第1 はじめに

(1) 避難区域等の見直し等の現状

- 原子力損害賠償紛争審査会(以下「本審査会」という。)は、平成23年8月5日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)において、政府による避難等の指示等に係る損害の範囲に関する考え方を示したが、その際、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて改めて指針で示すべき事項について検討することとした。
- その後、同年9月30日、原子力災害対策本部は、緊急時避難準備区域を解除することを決定し、指示及び公示を行った。また、同年12月26日には、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を策定し、この考え方に基づき、平成24年3月末を一つの目途に新たな避難指示区域を設定することが予定されている。
- 他方、いわゆる自主的避難等に係る損害の範囲に関する考え方については、本審査会は平成23年12月6日に、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)」(以下「第一次追補」という。)を決定・公表した。

(2) 基本的考え方

- 上記の避難区域等の見直し等を踏まえて、この度の中間指針の追補(以下「第二次追補」という。)においては、中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害及びその他の損害のうち今後の検討事項とされていたもの等について、現時点で示すことが可能な範囲で考え方を示すこととする。
- 本件事故と損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案ごとに判断すべきものであるが、第二次追補では、本件事故に係る損害賠償の紛争解決を促すため、賠償が認められるべき一定の範囲を示すこととする。

- なお、中間指針、第一次追補及び第二次追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。【その際、例えば、これらの指針に明記された損害以外にも、当該損害に準じて認められるべき損害があれば、その内容に応じ、指針に明記された損害が賠償対象とされた趣旨を踏まえて全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応が求められる。】

第2 政府による避難指示等に係る損害について

(1) 避難指示区域

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(1)避難区域」の①（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。））及び「(3)計画的避難区域」（以下併せて「避難指示区域」という。以下同じ。）については、本年3月末を一つの目途に見直し（以下の「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」に区域分け）が行われること等を踏まえ、〔損害項目〕のうち避難費用、精神的損害及び財物価値の喪失又は減少等は、次のとおりとする。

（避難指示解除準備区域）

避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

（居住制限区域）

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域

（帰還困難区域）

避難指示区域のうち、長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

① 避難費用

i) 賠償すべき避難費用及びその損害額の算定方法は、【当面は、引き続き中間指針で示したとおりとする。】

※ 引き続き「避難費用」として賠償の範囲を示すことでよいか。但し、移住して新たな生活を始めようとする者もいることから、そのような場合の生活費増加分も含まれるものと理解してよいか。

※ 引き続き、避難費用のうち通常範囲の生活費増加分は、精神的損害と合算するとの考え方でよいか（特に高額な生活費増加分については、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることとしてよいか。）。

※ その他の避難費用（宿泊費等）は、当面は引き続き、必要かつ合理的な範囲の実費を賠償対象とすることとしてよいか。特に避難の長期化や移住が想定される帰還困難区域や居住制限区域について、避難費用を実費賠償し続けるか、それとも他の損害等も含めて一括して賠償するか。

ii) 中間指針において特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとされている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、【当面は、〇ヶ月を目安とする。】

※ 避難指示区域については、インフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえた上で、避難指示が解除される見込みであること、一方、現時点で解除された区域はなく、今後、実際の状況を見て個別具体的に判断する必要もあること等から、現時点では当面の目安として上記のとおり示すこととしてよいか。その場合、どれ位の期間とするか。

※ 早期に帰還した者に関しては、実際にいつ帰還したかどうかを客観的に認定することが困難であること等から、「解除後相当期間」までは一律に避難費用及び避難に伴う精神的損害の賠償対象とすることが考えられるか。あるいは、早期に帰還した者へは、帰還時点から相当期間経過までの間に、別に何らかの賠償を認めることが考えられるか。

② 精神的損害

i) 避難指示区域の見直しが本年3月末を目途に行われることを踏まえ、中間指針における精神的損害の「第2期」は本年3月末（又は見直しの時点）

まで延長し、本年4月（又は見直しの時点）からを「第3期」とする。

- ii) 第3期において賠償すべき精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）及びその損害額の算定方法は、【引き続き中間指針で示したとおりとする。】

※ 中間指針では、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、少なくとも「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」は賠償すべき損害と認められているが、第3期においても同じ考え方でよいか。帰還困難区域など、区域ごとに違いはあるか。移住した場合の精神的損害をどう考えるか（例えば「従来の生活全体が一挙に失われたことに対する賠償」や「自宅に戻ることを断念したことに伴う精神的苦痛」が認められるか）。

※ 中間指針では、上記の精神的損害の損害額については、「避難費用」のうち通常の範囲の生活費増加分と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められているが、第3期においても同じ考え方でよいか（再掲）。

- iii) 第3期の精神的損害の具体的な損害額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

ア) 避難指示解除準備区域に住居を有する対象者

【一人月額〇万円を目安とする。】

イ) 居住制限区域に住居を有する対象者

案1 【一人月額〇万円を目安とする。】

案2 【一人〇万円を目安とし、解除までの期間が長期化した場合は、帰還困難区域の額を超えない範囲で、期間に応じて追加する。】

ウ) 帰還困難区域に住居を有する対象者

【一人〇万円を目安とする。】

※ 避難指示解除準備区域については、比較的近い将来において解除が見込まれることから、これまでと同様に月単位で算定することとしてよいか。

※ 一方、帰還困難区域については、解除まで少なくとも5年以上という長期間にわたることから、一括金として算定することとしてよいか。

※ 帰還困難区域については、一定の期間帰還できないことから、避難費用の一部と精神的損害にとどまらず、異なる損害項目を一括して賠償すべきか。その場合、それぞれの損害項目（避難費用、精神的損害、財物価値の喪失又は減少等、営業損害、就労不能等に係る損害）のうち、一括の賠償が可能な損害は何か。それらをまとめて示すことも考えられるか。

※ 居住制限区域についてはどう考えるか。避難指示解除準備区域と同様に月単位で算定することとするか、あるいは、帰還困難区域よりも少ない額の一括金を算定した上で、解除までの期間が長期化した区域については追加する（但し、その総額は帰還困難区域の一括金の額を超えない）ことが考えられるか。

※ いずれの区域も、避難を継続する場合と移住する場合とで、賠償の額及び方法等に差を設けないこととしてよいか。

※ 以上を踏まえ、それぞれ具体的な額をどうするか。

iv) 第3期の損害について、月額を目安に算定する場合には、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

③ 財物価値の喪失又は減少等

中間指針第3の10「財物価値の喪失又は減少等」で示した損害の算定方法については、

i) 帰還困難区域内の不動産については、5年以上の長期間にわたり使用等ができないことから、当該不動産の価値が本件事故発生直前の時価を基準として100パーセント減少（全損）したものと推認し、本件事故直前の時価の全額を賠償対象とする。

ii) 【居住制限区域内の不動産については、相当期間にわたり使用等ができないことから、当該不動産の価値が、本件事故発生直前の時価を基準として、【〇割減少したものと推認することを目安とし】不動産ごとの個別具体的な事情を踏まえて賠償額を算出することが考えられる。】

※ 同じ区域の中でも線量の水準に相当の幅があることをどう考えるか。

※ 価値の変動する不動産に関して、実際に売買していないものであっても、請求時点で客観的に価値が下落していると評価することができる場合は、請求時点の価値減少分を賠償の対象としてよいか。

※ 請求時点で除染等によって当該不動産の価値が回復することが見込

まれている場合には、当該不動産の請求時点での価値を算定する際に、その価値回復分が考慮されることが考えられるか。また、賠償後に除染等によって当該不動産の価値が回復した場合、その価値回復分を清算することが考えられるか。

(2) 旧緊急時避難準備区域

中間指針第3の〔対象区域〕のうち、「(4)緊急時避難準備区域」については、昨年9月30日に解除されていること等を踏まえ、〔損害項目〕のうち避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

① 避難費用

- i) 賠償すべき避難費用及びその損害額の算定方法は、引き続き中間指針で示したとおりとする。
- ii) 中間指針において特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとされている「避難指示等の解除から相当期間経過後」は、【本年〇月末とする。】但し、同区域のうち檜葉町に属する部分については、同町域のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情があることから、避難指示区域のうち同町域に属する部分と同じとする。

※ インフラ復旧、学校の再開予定などを踏まえ、一定の生活環境が整うとともに、避難者が帰宅までに要すると見込まれる期間として、「解除後相当期間」をいつまでとするか。

※ 早期に帰還した者に関しては、実際にいつ帰還したかどうかを客観的に認定することが困難であること等から、「解除後相当期間」までは一律に避難費用及び避難に伴う精神的損害の賠償対象とすることが考えられるか。あるいは、早期に帰還した者へは、帰還時点から相当期間経過までの間に、別に何らかの賠償を認めることが考えられるか。

② 精神的損害

- i) 賠償すべき精神的苦痛及びその損害額の算定方法は、引き続き中間指針で示したとおりとする。
- ii) 第3期の損害額は、【一人月額〇万円を目安とする。】

※ 既に解除されており、「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」については他の区域とは異なることをどう考えるか。

(3) 特定避難勧奨地点

中間指針第3の[対象区域]のうち、「(5) 特定避難勧奨地点」については、解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、[損害項目]のうち避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

① 避難費用

- i) 賠償すべき避難費用及びその損害額の算定方法は、【当面は、引き続き中間指針で示したとおりとする。】
- ii) 中間指針において特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとされている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、【当面は、〇ヶ月を目安とする。】

※ いつまでを相当期間とするか。比較的狭い地区が対象であり、広範囲にインフラ等に支障が生じているわけではないことをどう考えるか。

※ 相当期間経過前に早期に帰還した者については、避難指示区域の場合と同様に考えてよいか。

② 精神的損害

- i) 賠償すべき精神的苦痛及びその損害額の算定方法は、【引き続き中間指針で示したとおりとする。】
- ii) 第3期の損害額は、【一人月額〇万円を目安とする。】

※ まだ解除されていないが、比較的狭い地区が対象であり、広範囲にインフラ等に支障が生じているわけではないことをどう考えるか。

(4) 政府による避難等の指示等があった対象区域

上記に掲げた区域等を含め、中間指針第3 [対象区域] については、[損害項目]のうち営業損害及び就労不能等に伴う損害は、次のとおりとする。

① 営業損害

- i) 中間指針の第3の7「営業損害」の終期は、【本件事故により避難等を余儀なくされた事業者への影響等にかんがみれば、少なくとも現時点で具体的な目安を示すことは困難であり、当面は、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である。その際には、基本的には対象者が従来と同じ

又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、一方、被害者の側においても、本件事故により生じた損害を可能な限り回避し又は減少させる措置をとることが期待されていること、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、例えば土地収用における損失補償基準を参考にすることも考えられるが、本件事故（突然かつ広範囲に被害が生じた、帰還する場合もある等の特徴）とは異なる面もあること等に留意するものとする。】

※ 上記の考え方でよいか。この他に現時点で示すべき考え方はあるか。

- ii) 【早期に転業・転職や臨時の営業・就労をする等特別の努力を行った者については、かかる特別の努力で得た利益は一定程度損害額から控除しないなど柔軟な対応が求められる。】

※ 上記の考え方でよいか。

※ 更に、「特別の努力」や「柔軟な対応」の具体的内容（損害額から控除しない場合、期間、額など）について、指針で示すことができるか。

② 就労不能等に伴う損害

- i) 中間指針の第3の8「就労不能等に伴う損害」の終期は、

【案1 原則として、本件事故発生から〇年とする。】

【案2 本件事故により避難等を余儀なくされた勤労者への影響等にかんがみれば、少なくとも現時点で具体的な目安を示すことは困難であり、当面は、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である。その際には、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、一方、被害者の側においても、本件事故により生じた損害を可能な限り回避し又は減少させる措置をとることが期待されていること、一般的には就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、例えば土地収用における損失補償基準や雇用保険制度を参考にすることも考えられるが、本件事故（突然かつ広範囲に被害が生じた、帰還する場合もある等の特徴）とは異なる面もあること等に留意するものとする。】

※ 土地収用における損失補償基準等の例を見ても、営業損害に比べれば終期は短いこと等から、現時点で具体的な目安を示すことができるか。

ii) 【早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者については、かかる特別の努力で得た給与等は一定程度損害額から控除しないなど柔軟な対応が求められる。】

※ 上記の考え方でよいか。

※ 更に、「特別の努力」や「柔軟な対応」の具体的内容（損害額から控除しない場合、期間、額など）について、指針で示すことができるか。

第3 自主的避難等に係る損害について

※ 第一次追補で精神的損害の賠償対象とされた者（自主的避難等対象者、避難指示等対象区域から自主的避難等対象区域に避難した者等）については、その後、ステップ2が終了し、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられているなど、福島第一原子力発電所の安全性が確認されるとともに、被ばくりスクを評価した上で、避難指示区域の解除のプロセスが進みつつある中で、本年1月以降の損害の有無及び額等をどのように考えるか。

※ 原則として賠償対象とする範囲（対象区域、損害額、終期等）を指針で示すことは可能か。その場合、線量等で一定の基準を設けることは可能か。今後の線量の推移等を踏まえ、追って検討することとするか。それとも、線量の状況等に応じて当事者同士の協議等により個別具体的に判断することとするか。

※ 旧緊急時避難準備区域、避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）、特定避難勧奨地点)についても、住民の帰還後については、帰還場所によっては同じ問題として扱うか。

第4 除染等に係る損害

【本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。】

※ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百十号）第四十四条においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されているが、特別措置法に基づく措置に直接要する経費のみならず当該措置に伴う財物損壊や営業損害等を含め、同法第四十四条の対象となるか否かに関わらず、上記考え方に該当するものは原子力損害として賠償の対象と考えてよいか。

(以上)

(資料 5 参考 : 中間指針抜粋)

10 財物価値の喪失又は減少等

(指針)

財物につき、現実に発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められる。

II) I) のほか、当該財物が対象区域内にあり、

① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合

又は、

② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合

には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認められる。

(備考)

1) I) については、避難等に伴い、財物の管理が不能等に

なったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、その現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）については、賠償すべき損害と認められる。

但し、当該財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきである。

なお、立ち入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられる。

- 2) II) の①について、本件事故により放出された放射性物質が当該財物に付着したことにより、当該財物の価値が喪失又は減少した場合には、その価値喪失分又は減少分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の除染費用、廃棄費用等）は賠償の対象となる。
- 3) II) の②について、II) の①のように放射性物質の付着により財物の価値が喪失又は減少したとまでは認められなくとも、財物の価値ないし価格が、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受けることにかんがみ、その種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、財物の価値が喪失又は減少したと認められてもやむを得ない場合には、その価値喪失分又は減少分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害となる。
- 4) I) 及び II) について、合理的な修理、除染等の費用は、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものとするが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得る。

- 5) 損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるが、時価の算出が困難である場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられる。
- 6) 不動産売買契約及び不動産賃貸借契約（以下「不動産関連契約」という。）の契約価格の下落に係る損害については、本件事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められる。

併せて、不動産関連契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本件事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

また、不動産を担保とする融資の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行ったことによる損害等については、本件事故がなければ当該融資の拒絶や賃料の減額等が行われなかったとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。